

## 第2章 計画策定の背景

### 1 世界の動き

国際連合は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」、それに続く10年間を「国連婦人の十年」と定めて、女性の地位向上のために世界規模の行動を行うべきことを提唱しました。

国際婦人年には、メキシコシティにおいて、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、女性の地位向上をめざして各国がとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

昭和54年（1979年）には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、昭和55年（1980年）には、コペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年」中間年世界会議において、条約の署名式が行われました。

この条約は、政治、経済、文化などあらゆる分野で実質的な男女平等を実現するための必要な措置を定めるとともに、性別による固定的な役割分担意識や女性に対する偏見を解消するための施策など、国が講じるべき手だてを具体的に規定しています。

昭和60年（1985年）には、「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議が開催され、西暦2000年に向けて各国が女性の地位向上のための効果的措置を実施する上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

平成7年（1995年）には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）」と位置付けられ、12の重大問題領域を掲げ、戦略目標と各国がとるべき行動を定め、可能ならば平成8年（1996年）末までに、各国が自国の行動計画を策定するよう求めています。

平成12年（2000年）には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。会議では、女性に対する暴力や教育への具体的取組が成果文書に盛り込まれたほか、世界における男女平等の実現に向けた多くの提言がなされました。

平成17年（2005年）には、ニューヨークにおいて「第49回国連婦人の地位向上委員会（北京＋10）」が開催され、「重大問題領域における行動及びさらなる行動とイニシアティブ」宣言文が採択されました。

## 2 日本の動き

昭和50年（1975年）に、総理府婦人問題担当室を設置するとともに、婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年（1977年）には「国内行動計画」を策定しました。

その後、民法（昭和51年、昭和56年）の一部改正、国籍法（昭和60年）の一部改正、昭和60年（1985年）には、男女雇用機会均等法が公布され、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

昭和62年（1987年）には、「ナイロビ将来戦略」を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。平成3年（1991年）には第一次改訂を行い、「男女共同参画型社会」の形成をめざすこととしました。同年、「育児休業法」が公布されました。

平成6年（1994年）には、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする男女共同参画推進本部を設置するとともに、総理府に男女共同参画室と内閣総理大臣の諮問機関としての男女共同参画審議会を設置し、推進体制を強化しました。

平成8年（1996年）には、北京で行われた第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

平成11年（1999年）6月には、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。基本法は、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、5つの基本理念と国・都道府県・市町村や国民がそれぞれの立場において、男女共同参画社会の実現に向けて努めなければならないことを定めています。

平成12年（2000年）には、基本法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」を策定しました。基本計画では、「男女共同参画審議会答申」、「女性に対する暴力に関する基本的方策」及びニューヨークで行われた国連特別総会「女性2000年会議」の「成果文書」を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向と具体的な施策の内容を示しています。

平成13年（2001年）には、中央省庁等改革により、総理府の男女共同参画室と男女共同参画審議会を、内閣府の男女共同参画局と男女共同参画会議とし、推進体制を強化しました。また、同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を公布、施行しました。

平成16年（2004年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、同年、基本方針が策定されました。

平成17年（2005年）には、男女共同参画会議の「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方―男女がともに輝く社会へ―」の答申を踏まえ、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

### 3 山梨県の動き

昭和53年（1978年）に、県民生活局に婦人問題担当窓口を置くとともに、婦人問題庁内連絡会議及び山梨県婦人問題懇話会を設置しました。

昭和55年（1980年）には、青少年婦人対策課を設置し、翌昭和56年（1981年）には、女性の地位向上と福祉の増進を図るため「山梨県婦人行動計画」を策定しました。

昭和59年（1984年）には、女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに、女性の社会参画を促進するため、総合婦人会館（平成10年「総合女性センター」と改称）を開館しました。

その後、平成2年（1990年）に富士女性センター、平成8年（1996年）に峡南女性センターを開館し、平成16年（2004年）には、3館を統合して「男女共同参画推進センター」に名称変更しました。

平成3年（1991年）に、女性が社会のあらゆる分野へ主体的に参加し、個性や能力を発揮できる男女共同参加社会をめざして「やまなし女性いきいきプラン」を策定するとともに、やまなし女性いきいきプラン推進懇話会を設置しました。

平成4年（1992年）4月に、青少年女性課内に女性政策室を設置し、女性行政を推進するための体制を整えました。

平成10年（1998年）2月に、「基本的人権の確立」と「男女平等」を基本理念に「男女共同参画社会の実現をめざして」を総合目標とした「やまなしヒューマンプラン21」を策定しました。

同年4月、山梨県男女共同参画推進本部を設置し、庁内体制の強化を図るとともに、やまなしヒューマンプラン21推進懇話会を設置しました。

平成14年（2002年）3月に、男女共同参画社会実現のための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにした「山梨県男女共同参画推進条例」を制定しました。

同年2月には、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための具体的施策を示した「男女共同参画計画（ヒューマンプラン）」を策定しました。

同年4月には、条例に基づき男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画課を設置するとともに推進体制を整備、強化しました。

平成17年（2005年）12月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。この計画の中で、男女共同参画推進センター（びゅあ総合）は、平成18年より配偶者暴力相談支援センターとしての業務も行うこととなりました。

## 4 本県の男女を取り巻く社会環境の変化

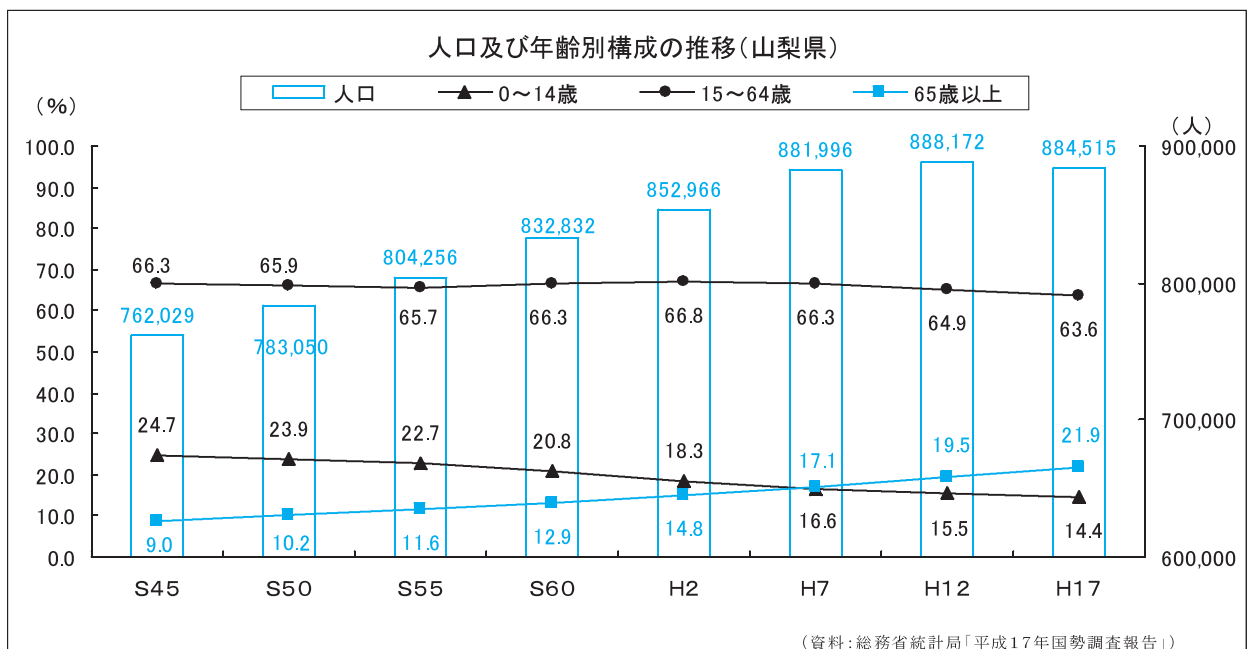
### (1) 少子・高齢化の進展と人口減少社会

平成17年国勢調査（平成17年10月1日現在）によると、本県の人口は、884,515人で、前回調査の12年に比べ3,657人、率にすると0.4%減少しています。昭和50年国勢調査から6回連続して増加していましたが、35年ぶりの減少となりました。

人口を男女別にみると、男性が433,569人、女性が450,946人で、女性が17,377人多く、人口性比（女性100人に対する男性の数）は、平成12年の96.8から96.1と低下しています。

人口の年齢別構成をみると、年少人口(15歳未満)は127,627人(14.4%)、生産年齢人口(15～64歳)は562,495人(63.6%)、老年人口(65歳以上)は193,580人(21.9%)となっています。(年齢不詳813人)

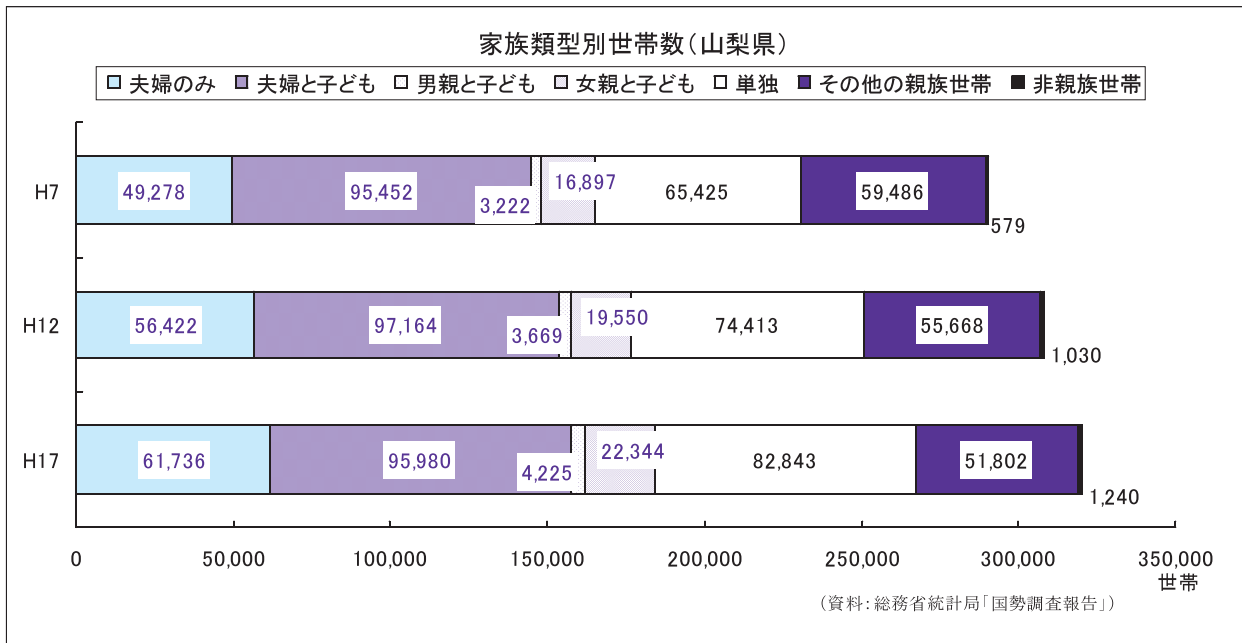
年少人口の割合は、昭和10年以降低下してきており、平成7年からは老年人口を下回っています。老年人口の割合は、大正9年から昭和25年まではほぼ同率でしたが、昭和30年に6%を超え、その後増加を続け、今回はじめて2割を超え21.9%となりました。全国は20.1%（平成17年国勢調査）で、本県は全国に比べ高齢化が進んでいるといえます。



### (2) 家族形態の多様化

平成17年国勢調査によると、本県の一般世帯数は320,170世帯で、平成12年に比べ12,254世帯4.0%増加しています。一般世帯の一世帯あたりの人員は、平成12年の2.84人から2.71人と減少を続けています。

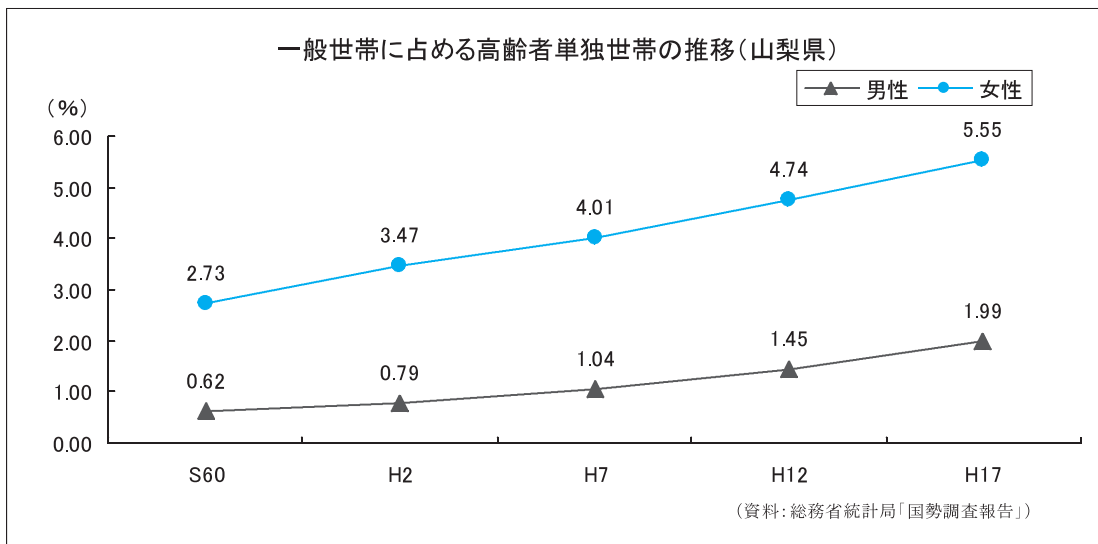
世帯の家族類型をみると、核家族世帯は184,285世帯（一般世帯の57.6%）で、このうち夫婦のみの世帯は61,736世帯（同19.3%）、夫婦と子どもから成る世帯は95,980世帯（同30.0%）となっており、単独世帯は82,843世帯（一般世帯の25.9%）で平成12年に比べ11.3%増加しています。また、18歳未満の親族がいる一般世帯は、夫婦と子どもから成る世帯のうち55,567世帯、男親と子どもから成る世帯のうち808世帯、女親と子どもから成る世帯のうち6,033世帯となっています。



65歳以上の親族のいる一般世帯(※)は128,803世帯(一般世帯の40.2%)で、このうち「一人暮らし高齢者」(65歳以上の単独世帯)は24,122世帯(65歳以上の親族のいる一般世帯の18.7%)、高齢夫婦世帯(※)は31,110世帯(同24.2%)となっています。

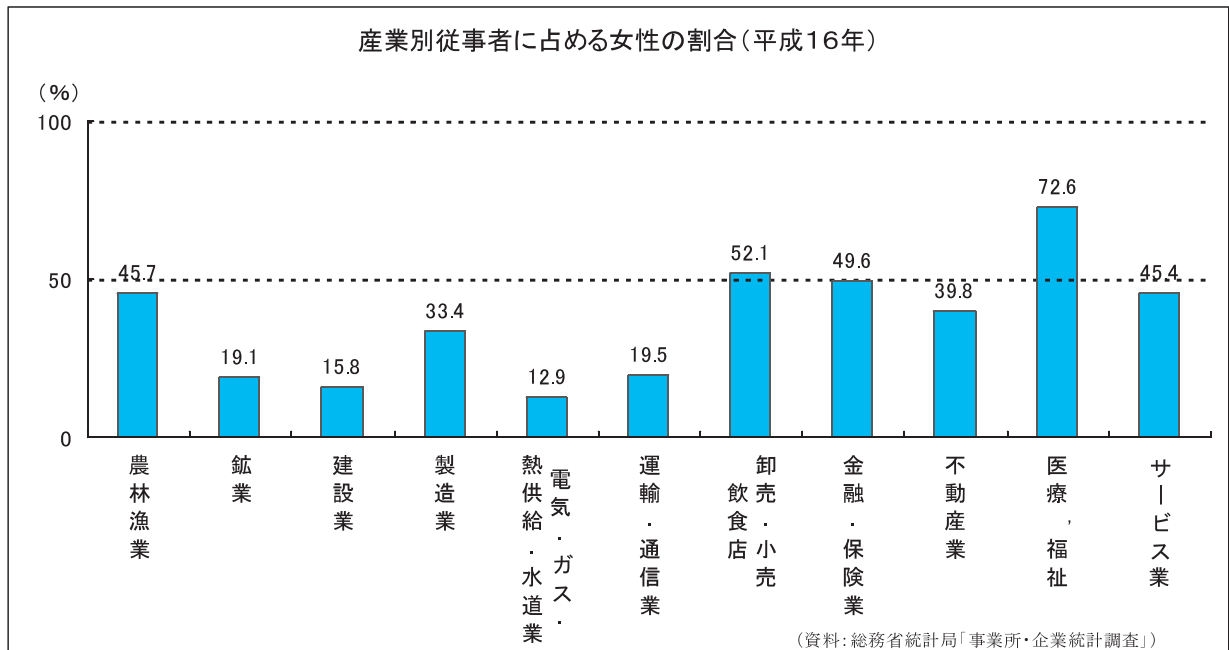
※一般世帯 「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。

※高齢者夫婦世帯 夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦の一般世帯



### (3) 産業構造の変化

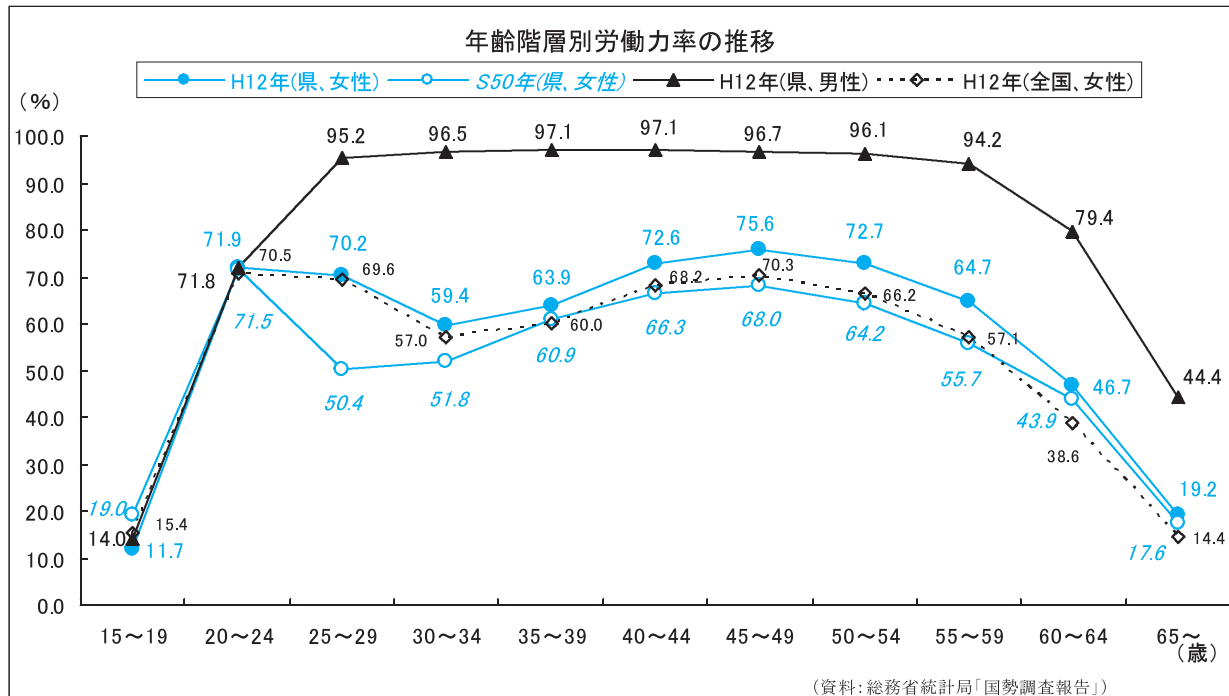
産業別就業者数に占める女性の割合をみると、「医療・福祉」で72.6%と女性の割合が特に高く、「農林漁業」「卸売・小売・飲食店」「金融・保険業」「サービス業」は概ね50%程度となっているものの、その外は女性の割合が低い状況があります。



また、本県の女性の労働力率は、昭和50年（1975年）に49.7%まで低下した後、50%台で微増しており、平成12年（2000年）には50.6%（全国48.1%）となっています。

この推移を年齢階層別労働力率で見ると、女性の場合、依然として、30歳代前半が谷となるM字カーブを示していますが、労働力率は全体に上昇しています。

このM字カーブは、我が国の女性労働力率の特徴であり、台形カーブを描く男性や欧米女性の逆U字型と大きく異なっています。出産・育児期の30歳代前半に一時離職し、子育てが一段落した30歳代後半から再就職するという就業パターンを持つ者が多いことを示しています。



※労働力率 労働力人口（従業者・休業者・完全失業者）／15歳以上人口

※M字カーブ 我が国の女性の年齢階層別の労働力率は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いている。就業を希望すると労働力人口を加えて算出した潜在的労働力を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づくことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかる。